

---

# 令和5年度 第4回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和5年11月27日（月）10:00～12:30

場 所 岩手県福祉総合相談センター

岩手県立県民生活センター

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

加藤専門委員長

3 現地調査

4 議 事

大規模施設整備事業の事前評価について<諮問審議>

岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業

（盛岡市）

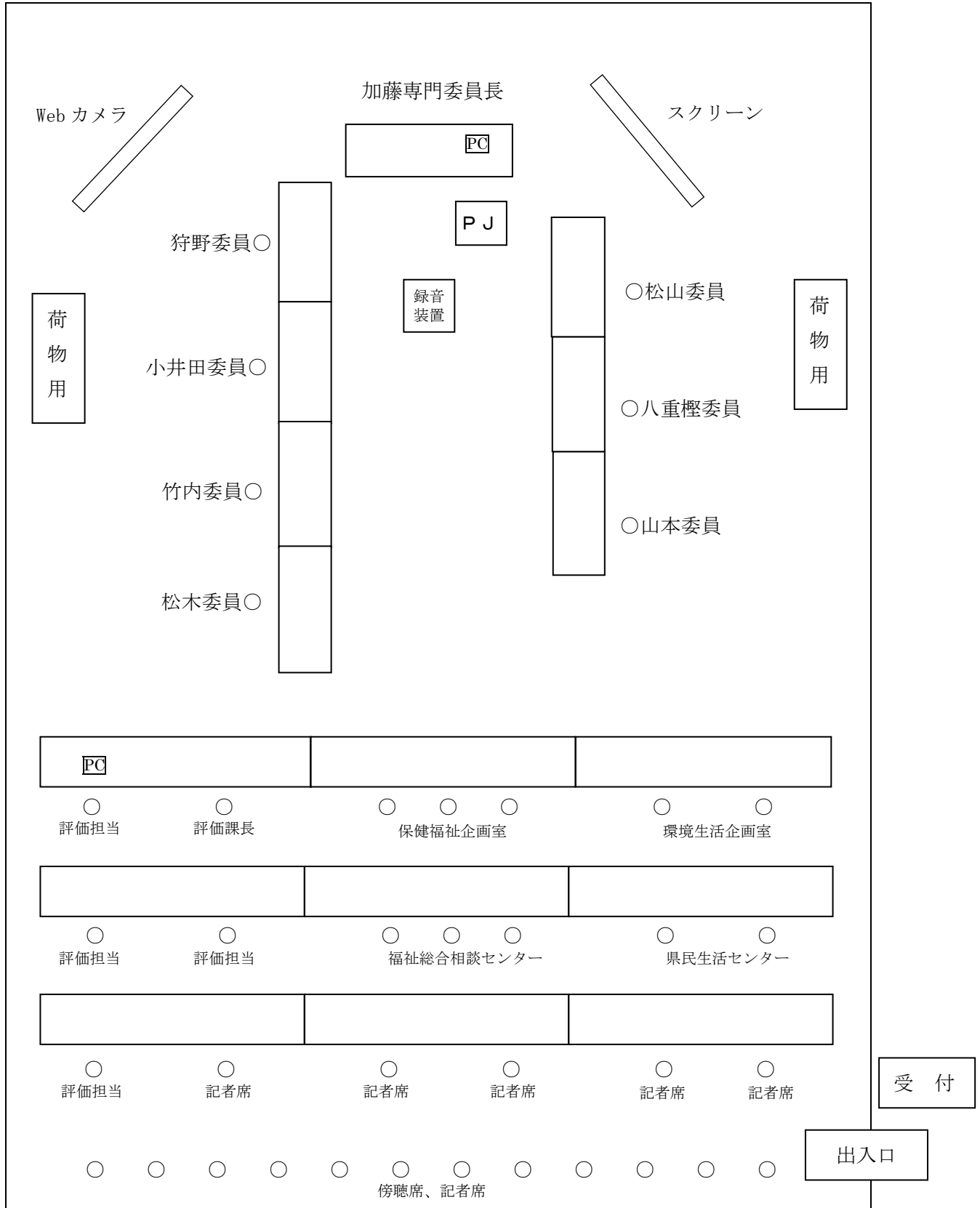
5 そ の 他

6 閉 会

# 令和5年度第4回岩手県大規模事業評価専門委員会 座席表

日 時：令和5年11月27日（月）11：00～12：30

場 所：岩手県立県民生活センター 2階大ホール



## 岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
加藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	専門委員長
狩野 徹	佐久大学人間福祉学部 特任教授	都市計画 建築計画	副専門委員長
小井田 伸雄	岩手県立大学総合政策学部 教授	経済学	
竹内 貴弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	
松木 佐和子	岩手大学農学部 講師	森林 環境	
松山 梨香子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	
八重樫 健太郎	北光監査法人 公認会計士	企業会計	
山本 英和	岩手大学理工学部 准教授	地震工学	

(敬称略)

令和5年度第4回大規模事業評価専門委員会  
配付資料一覧

- 資料 No. 1 大規模事業評価諮問書（写）
  - 資料 No. 2 令和5年度大規模事業評価地区 位置図（R5.11 諮問）
  - 資料 No. 3 大規模事業評価関係資料
- 【大規模施設整備事業 事前評価（基本構想作成後）】**  
岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（盛岡市）

# 諮問書（写）





政 第 126 号

令和5年11月21日

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹 様

岩手県知事 達 増 拓 也



大規模事業評価について（諮問）

政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第10条第1項の規定に基づき、別紙の大規模事業に係る事前評価について意見を求めます。

(別紙)

大規模施設整備事業事前評価対象事業

番号	担当部名 担当課名	事業名	市町村名	事業計画			事前評価 の要件
				着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	
1	保健福祉部 保健福祉企画室 環境生活部 環境生活企画室	岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設 (仮称) 整備事業	盛岡市	R6	R8	2,965	基本構想後





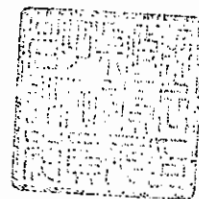
令和5年11月21日

岩手県大規模事業評価専門委員会

専門委員長 加藤 徹 様

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹



大規模事業評価に係る諮問について

政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第10条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県知事から、大規模事業に係る事前評価について諮問がありましたので通知します。

# 大規模事業評価地区 位置図 (R5.11 諮問)



## 大規模事業評価関係資料

大規模施設整備事業 事前評価（基本構想作成後）

番号	担当部局等	事業名	地区名等	ページ
1	保健福祉部 保健福祉企画室 環境生活部 環境生活企画室	岩手県福祉・消費生活関連相談拠点 施設（仮称）整備事業	盛岡市	1～28

# 大規模施設整備事業事前評価調書の概要

## (岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設(仮称)整備事業)

担当部課：保健福祉部保健福祉企画室  
環境生活部環境生活企画室

### 1 事業概要 (所在市町村：盛岡市)

- 事業目的： 老朽化・狭隘化が著しい福祉総合相談センターと県民生活センターを効率性・経済性の観点から一体的に整備し、福祉・消費生活分野における相談窓口のワンストップ化など、支援機能の充実を図る。
- 事業内容： 建設予定地：旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町）  
敷地面積：約7,000㎡  
延床面積：約5,000㎡
- 事業期間：令和6年度～令和8年度
- 総事業費：2,965百万円
- 経緯
  - 昭和48年7月 福祉総合相談センター（現有施設）を供用開始
  - 昭和59年8月 県民生活センター（現有施設）を供用開始
  - 令和元年8月 福祉総合相談センターを旧県立盛岡短期大学跡地へ移転改築する方向で調整
  - 令和3年7月 庁内関係室課で構成する「福祉総合相談センター整備検討委員会」を設置し、整備内容について検討を開始
  - 令和4年6月 環境生活部を整備検討委員会に加え、福祉・消費生活分野の相談窓口の一本化に向け、県民生活センターとの一体的な整備について検討を開始
  - 令和5年9月 旧県立盛岡短期大学跡地への移転整備を公表
  - 令和5年11月 住民説明会を開催
  - 〃 整備基本計画を策定

### 2 事業の必要性等

本県の社会福祉行政及び消費者行政の中核的機能を担う機関として、近年増加傾向にある児童虐待相談をはじめ、障がい者相談や消費生活相談などに適切に対応するため、施設を移転整備することにより老朽化・狭隘化の解消と、県民福祉の向上や安全・安心の確保に向けた機能の維持・強化を図る。

### 3 環境保全と景観への配慮

- 環境保全については、温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入など脱炭素化に対応した施設とするほか、希少な動植物の生息が確認された場合は、生息環境の保護・保全に努めるものとする。
- 景観については、盛岡市景観条例において「市街地景観地域」に該当するため、盛岡市景観計画に沿って、建物の高さや形状・色などについて、周辺環境や景観に配慮の上、整備を行うものとする。

### 4 総合評価

福祉総合相談センター及び県民生活センターの各機関は、児童福祉法や消費者安全法などの関連法令の規定に基づき設置しているものであるが、施設の老朽化・狭隘化が著しいため、相談業務におけるプライバシーの確保や一時保護所における利用者の個別性を尊重した支援などの環境が整っておらず、相談拠点としての機能維持が困難な状況にある。

本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関として、移転整備後においても機能の充実・強化を図りながら、引き続き同様の役割を担っていく必要がある。

また、整備コストについては、両センターを県有地の同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用の抑制に努めるとともに、環境や景観などへの影響について配慮しながら、整備基本計画に基づき移転整備に向けた取組を着実に推進することとし、事業実施は妥当と判断したものである。

施設の名称	岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）												
担当部課名	保健福祉部保健福祉企画室 環境生活部環境生活企画室	建設予定地	盛岡市										
県の計画との関連	<p>計画：いわて県民計画（2019～2028）</p> <p>（政策）Ⅰ 健康・余暇 （政策項目）3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります （具体的な推進方策）⑥ 障がい者が安心して生活できる環境の整備</p> <p>（政策）Ⅱ 家族・子育て （政策項目）6 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります （具体的な推進方策）④ 子どもが健やかに成長できる環境の整備</p> <p>（政策）Ⅴ 安全 （政策項目）28 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます （具体的な推進方策）⑥ 消費者施策の推進</p>												
事業概要	<p>(1) 事業目的</p> <p>老朽化・狭隘化が著しい福祉総合相談センターと県民生活センターを効率性・経済性の観点から一体的に整備し、福祉・消費生活分野における相談窓口のワンストップ化など、支援機能の充実を図る。</p>												
	<p>(2) 事業の特徴</p> <p>福祉総合相談センターと県民生活センターを一体的に整備することにより、県財政負担の軽減や施設の機能向上を図る。</p>												
	<p>(3) 事業目標</p> <p>ア 目標</p> <table border="1" data-bbox="349 1196 1386 1292"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の供用開始</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>令和9年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠</p> <p>令和5年度に策定した「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備基本計画」において想定している供用開始年度をもとに設定した。</p>			指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	施設の供用開始	—	—	令和9年度	—
	指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値								
施設の供用開始	—	—	令和9年度	—									
<p>(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢</p> <p>福祉総合相談センターは、児童、女性、障がいに関する各種相談対応や緊急時における一時保護等の業務を、また、県民生活センターは、消費生活、交通事故、多重債務等の各種相談対応や商品テスト等の業務を実施しており、本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担ってきた。</p> <p>社会福祉分野では、虐待を含む児童相談件数は令和4年度で2,076件と、平成25年度比の1.9倍と増加傾向にあるほか、支援ケースも複雑化・困難化している状況にある。また、自殺者数は、長期的には減少傾向にあるものの、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は、令和4年度で21.3人と、全国で2番目に高い状況となっている。</p> <p>消費生活分野では、新型コロナウイルス感染症や自然災害に便乗した悪質商法、デジタル化の進展に伴う電子商取引やSNSを起因とするトラブルなどの相談も多く、相談件数は年間1万件程度と、依然として高い水準で推移している。</p> <p>こうした情勢を踏まえ、本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関として、両センターの必要性や役割は一層高まっている状況にある。</p>													

- (5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など
- 昭和48年7月 福祉総合相談センター（現有施設）を供用開始
- 昭和59年8月 県民生活センター（現有施設）を供用開始
- 令和元年8月 福祉総合相談センターを旧県立盛岡短期大学跡地へ移転改築する方向で調整
- 令和3年7月 庁内関係室課で構成する「福祉総合相談センター整備検討委員会」を設置し、整備内容について検討を開始
- 令和4年6月 環境生活部を整備検討委員会に加え、福祉・消費生活分野の相談窓口の一本化に向け、県民生活センターとの一体的な整備について検討を開始
- 令和5年9月 旧県立盛岡短期大学跡地への移転整備について公表
- 令和5年11月 住民説明会を開催
- 〃 整備基本計画を策定

(6) 事業の内容

ア 事業主体

岩手県

イ 施設の概要及び規模（施設延べ面積、敷地面積等）

(ア) 建設予定地

旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町）

(イ) 敷地面積

約7,000㎡

(ウ) 施設の規模

下記は、整備基本計画に記載されている施設の規模であり、今後、基本設計等の過程により変更があり得ること。（構造、階数は今後検討）

施設名		延床面積（㎡）	備考
福祉総合相談センター	児童相談所	1,444.78	
	婦人相談所	368.20	
	身体障害者更生相談所	44.07	
	知的障害者更生相談所	159.62	
	精神保健福祉センター	344.22	
	その他（入居団体、廊下等）	2,098.94	
	小 計	4,459.83	
県民生活センター		452.25	
合 計		4,912.08	

ウ スケジュール

下記は、整備基本計画に記載されている整備スケジュールであり、今後情勢等により変更があり得ること。

・計画期間 令和6年度 ～ 令和8年度

・今後のスケジュール

令和6年度～令和7年度 設計業者選定、基本設計・実施設計

令和7年度～令和8年度 施工業者選定、建設工事

令和9年度 供用開始

(7) 整備事業費と収支計画

現時点における整備事業費は、基本設計前であるため、国の新営予算単価（R6）を基に算出した概算額であり、今後、検討の過程において変更があり得るもの。

ア 事業費 (百万円)

総事業費	用地費	本体工事費	設備費	その他※
2,965	—	2,765	未定	200

※設計、工事監理、地質調査等

イ 年度別事業計画 (百万円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
68	92	2,805

ウ 財源 (百万円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
160	0	2,484	321

事業概要

エ コスト縮減への取り組み

- ・福祉総合相談センターと県民生活センターを同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用を抑制する。
- ・県有地を活用することにより事業費を抑制する。
- ・耐久性に優れた材料を、躯体・内外装・設備材料等に採用し、施設の長寿命化を図るとともに、建物性能のZEB化等により、ライフサイクルコストを抑制する。

オ 収支計画

整備事業費に関連しないものであるが、通常業務における収支見込みを算出した。

なお、収支は現時点での想定であり、今後、国の制度改正等により増減する可能性があるもの。

・収支計画（令和5年度当初予算額と同額を見込む） (千円)

区分	内訳	R8年度	備考
収入※	補助金	32,435	国庫支出金（精神保健費等国庫補助金、地方消費者行政推進交付金等）
	計	32,435	
支出	人件費	898,875	職員151人 福セ：127人 県セ：24人
	管理運営費	49,086	消耗品費、光熱水費等
	計	947,961	

※収入について、不足分は県の一般財源で補填

事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 県計画との関連</p> <p>いわて県民計画（2019～2028）では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策項目No.3「介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります」では、障がい者が安心して生活できる環境の整備</li> <li>○ 政策項目No.6「安心して子どもを生み育てられる環境をつくります」では、子どもが健やかに成長できる環境の整備</li> <li>○ 政策項目No.28「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」では、消費者施策の推進</li> </ul> <p>を具体的推進方策としており、本事業はこうした政策目標の実現を目指し、両センターの移転改築により、ひとり親家庭の債務相談等の複合的な事案を抱える相談者の複数施設間を往復する煩雑さの解消や、福祉・消費生活分野の両面からの支援可能となるなど、相談機能の強化・充実が図られるもの。</p> <p>イ 課題や県民のニーズとの関連</p> <p>福祉総合相談センターは、施設の老朽化が著しく、また、段差や階段が急勾配であるため、障がい者や高齢者等の利用者へ配慮した施設構造とする必要がある。</p> <p>また、児童虐待相談等の各種相談件数の増加や、支援ケースの複雑化・困難化に対応するための専門職員の増員を図ってきたことに伴い執務室が手狭となっており、職員数に応じた執務環境の確保が必要であるほか、待合室や相談室などの諸室が慢性的に不足し、共有せざるを得ない状況にあるため、相談者のプライバシー保護の観点から、各機関専有の設備を整備する必要がある。</p> <p>県民生活センターは、消費生活相談窓口の市町村への設置や、商品テストの実施体制の縮小等による業務内容の変化により環境再現室等の設備が遊休化しているほか、消費者団体等の活動内容の変化や設備の老朽化により、活動室等の設備の利用が低調となっており、社会情勢に見合った施設規模へ見直しをする必要がある</p> <p>また、現在、国が検討を進める消費生活相談のデジタル化に向けた新システム等に対応した環境を整備する必要がある。</p>
	<p>(2) 県が実施（関与）する必要性</p> <p>両センターに関連する機関は、下記法令に基づき、県が設置することとされている。</p> <p><b>【福祉総合相談センター】</b></p> <p>児童相談所…児童福祉法第12条</p> <p>婦人相談所…売春防止法第34条</p> <p>身体障害者更生相談所…身体障害者福祉法第11条</p> <p>知的障害者更生相談所…知的障害者福祉法第12条</p> <p>精神保健福祉センター…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条</p> <p><b>【県民生活センター】</b></p> <p>消費生活センター…消費者安全法第10条</p>
	<p>(3) 緊急に取り組む必要性</p> <p>施設の老朽化により、施設の修繕に多額の費用（福祉総合相談センター累計287,786千円、県民生活センター累計116,223千円）を要していることや、相談件数の増加に伴う相談室の不足、児童相談所の一時保護所における一人当たりの居室面積が国の基準を満たしていないなど、様々な課題が生じており、これらの解消・是正を図るため、移転整備する必要がある。</p>



施設計画の妥当性	<p>(1) 規模の妥当性</p> <p>国の基準を準用したほか、現有施設における利用状況、令和3年度に整備した宮古児童相談所の実績や他県の事例を参考に各室の積み上げを行った。</p> <p>また、利用頻度が少ない室の廃止や、合築のメリットを活かした会議室等の共有化により、延床面積を現行施設より約494㎡削減し、規模の適正化を図っており、施設規模は妥当であるものとする。</p>
	<p>(2) 代替手段との優位性（既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等）</p> <p>両センター各機関における相談対応のほか、児童相談所や婦人相談所においては深刻な事情を抱える児童や女性が使用する一時保護所を有するなどの特殊性・秘匿性があることから、活用できる他の既存施設や類似施設はないもの。</p>
	<p>(3) 建設予定地選定の妥当性</p> <p>ア 検討した候補地 旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町110番2ほか）</p> <p>イ 選定理由</p> <p>(ア) 同一敷地内に整備予定の盛岡市所管施設と一体となった公的福祉機関の拠点形成が図られること。</p> <p>(イ) 現所在地から近距離にあり、医療機関や警察等による現行の連携体制が維持され、緊急時の迅速な対応が可能であること。</p> <p>(ウ) 県有地であるため土地の取得費用が不要であり、必要な面積が確保できること。</p> <p>(エ) 近隣にバスセンターがあるなど公共交通機関が整備されており、アクセスが良好であること。</p>
	<p>(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）</p> <p>利用者の利便性に配慮するため、次の事項を盛り込み、基本設計、実施設計の段階で具体的に計画していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設内・敷地内のユニバーサルデザイン化や、わかりやすい建物・諸室の配置など、利用者の利便性や安全性等に配慮した構造・設備とする。</li> <li>・ 日照、採光、換気等について、利用者の保健衛生に十分配慮した構造・設備とする。</li> <li>・ 感染症対策として、居室、浴室及びトイレ等の専用設備を整備し、他の利用者との導線を分離し、感染症拡大防止に配慮する。</li> <li>・ 車いす利用者や行動障がい等を有する利用者に対応するため、障がいの特性に配慮したスペースを確保する。</li> </ul>
環境保全と景観への配慮	<p>(1) 環境に対する影響及び保全対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設予定地の都市計画法上の用途地域は、市街化区域（第一種住居地域）に該当する。</li> <li>・ 岩手県自然環境保全指針における環境保全区域は、「A」（自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域）と「C」（二次的自然環境の中でも、比較的自由度が高いと判断される重要な植生を含む地域）が混在している。</li> </ul> <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化の大きな要因になっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設とする。</li> <li>・ 希少な動植物の生息が確認された場合は、生息環境の保護・保全に努める。</li> </ul>

	<p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <p>整備地は、盛岡市景観条例において「市街地景観地域」に該当するため、本事業は盛岡市景観計画に沿って、建物の高さや形状・色などについて、周辺環境や景観に配慮の上、整備を行うものとする。</p>		
総 合 評 価	<p>(1) 総合評価</p> <table border="1" data-bbox="312 349 1098 465" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">対応方針案</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">事業実施</div>           ・ 要検討 (     ) ・ その他 (     )         </td> </tr> </table> <p>○ 総合評価に係るコメント</p> <p>福祉総合相談センター及び県民生活センターの各機関は、児童福祉法や消費者安全法などの関連法令の規定に基づき設置しているものであるが、施設の老朽化・狭隘化が著しいため、相談業務におけるプライバシーの確保や一時保護所における利用者の個別性を尊重した支援などの環境が整っておらず、相談拠点としての機能維持が困難な状況にある。</p> <p>本県の社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関として、移転整備後においても機能の充実・強化を図りながら、引き続き同様の役割を担っていく必要がある。</p> <p>また、整備コストについては、両センターを県有地の同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用の抑制に努めるとともに、環境や景観などへの影響について配慮しながら、整備基本計画に基づき移転整備に向けた取組を着実に推進することとし、事業実施は妥当と判断したものである。</p> <p>(2) 要検討、その他の場合対応案</p>	対応方針案	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">事業実施</div> ・ 要検討 (     ) ・ その他 (     )
対応方針案	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">事業実施</div> ・ 要検討 (     ) ・ その他 (     )		

※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特性に応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

2023.11.27 大規模事業評価専門委員会（第4回）

岩手県福祉・消費生活関連  
相談拠点施設（仮称）整備事業  
（所在市町村：盛岡市）

1. 事業概要
2. 事業の必要性
3. 施設計画の妥当性
4. 環境保全と景観への配慮
5. 総合評価

# 1. 事業概要

## (1) 事業の目的

老朽化・狭隘化が著しい**福祉総合相談センター**と**県民生活センター**を、効率性・経済性の観点から**一体的に整備**し、福祉・消費生活分野における**相談窓口のワンストップ化**など、**支援機能の充実**を図る。

### ○福祉総合相談センター

児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターで構成される本県の社会福祉行政における総合相談機関であり、各種相談対応、児童・女性の一時保護、普及啓発活動等の業務を実施

### ○県民生活センター

本県の消費者行政の窓口として、消費生活、交通事故、多重債務等の各種相談、商品テスト等の業務を実施

## (2) 事業の目標

施設の供用開始目標年次 **令和9年度**

# 1. 事業概要

## 福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業



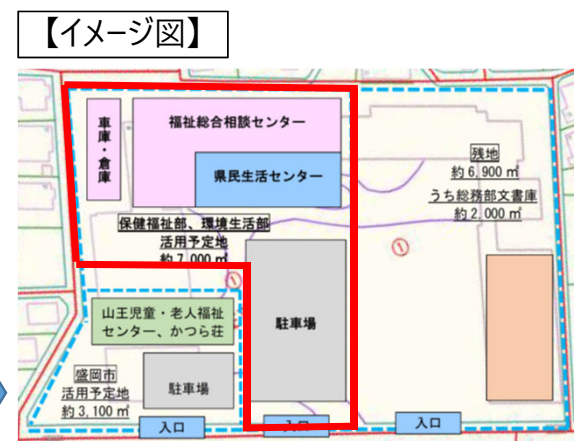
所在地：盛岡市本町通3-19-1  
建築年：昭和48年（築50年経過）  
施設概況

庁舎：RC造-4F	3,230.95㎡
車庫：S造-1F	72.00㎡
車庫：S造-1F	37.62㎡



所在地：盛岡市中央通3-10-2  
建築年：昭和59年（築39年経過）  
施設概況

庁舎：RC造-3F	2,023.37㎡
車庫：S造-1F	33.93㎡
自家発電機室：S造-1F	8.00㎡



所在地：盛岡市住吉町110-2ほか  
（旧県立盛岡短期大学跡地）  
施設概況：延床面積 約5,000㎡  
※構造、階数未定



# 1. 事業概要





# 建設予定地の現状（R5.10.12撮影）



# 1. 事業概要

## (3) これまでの経緯

昭和48年7月	福祉総合相談センター（現有施設）を供用開始
昭和59年8月	県民生活センター（現有施設）を供用開始
令和元年8月	旧県立盛岡短期大学跡地へ移転改築の方向で調整
令和3年7月	福祉総合相談センター整備検討委員会を設置
令和4年6月	県民生活センターとの一体整備について検討を開始
令和5年9月	旧県立盛岡短期大学跡地への移転整備を公表
令和5年11月	整備基本計画を策定



# 1. 事業概要

## (4) 事業の内容

- 事業主体 岩手県
- 建設予定地 旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町）
- 敷地面積 約7,000㎡
- 施設の規模 下表のとおり（基本設計前であり変更があり得る）

【旧県立盛岡短期大学跡地】



区 分		(計画) 延床面積	(現行) 延床面積	増減 (計画ー現行)
福祉総合相談センター	児童相談所	1,444.78㎡	789.97㎡	654.81㎡
	婦人相談所	368.20㎡	89.83㎡	278.37㎡
	身体障害者更生相談所	44.07㎡	92.24㎡	▲48.17㎡
	知的障害者更生相談所	159.62㎡	57.43㎡	102.19㎡
	精神保健福祉センター	344.22㎡	285.07㎡	59.15㎡
	その他（入居団体、廊下等）	2,098.94㎡	2,026.03㎡	72.91㎡
	小計	4,459.83㎡	3,340.57㎡	1,119.26㎡
県民生活センター	消費生活センター	452.25㎡	2,065.30㎡	▲1,613.05㎡
合 計		4,912.08㎡	5,405.87㎡	▲493.79㎡

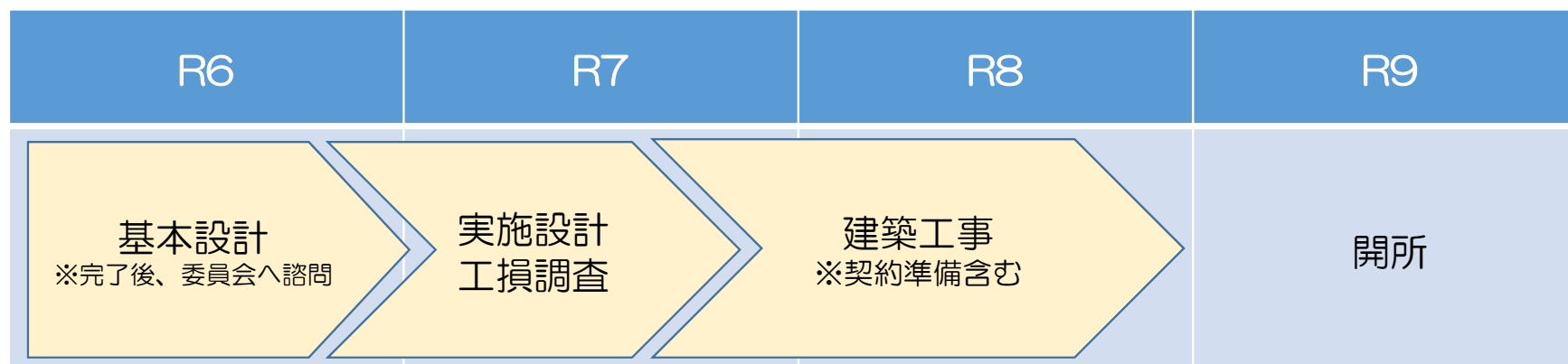
# 1. 事業概要

## (5) 今後のスケジュール

○計画期間 令和6年度～令和8年度

○スケジュール ※基本計画段階であり、変更があり得る

- ・令和6年度 基本設計（完了後、大規模事業評価専門委員会へ諮問）
- ・令和6～7年度 実施設計、工損調査
- ・令和7～8年度 建築工事



# 1. 事業概要

## (6) 整備事業費

総事業費は、**29億7千万円**で、内訳は下記のとおりである。

なお、現時点における整備事業費は、国の新営予算単価（R6）を基に算出した概算額であり、今後、検討の過程において変更があり得る。

総事業費	用地費	建築工事費	設備費	その他
29.7億円	—	27.7億円	未定	2億円

設計、工事監理、  
地質調査等

### 【コスト縮減への取組】

- ・ 福祉総合相談センターと県民生活センターを同一敷地内に集約し、**一体的に整備**することにより、**建設費用**及び**維持管理費用**を抑制する。
- ・ **県有地を活用**することにより**事業費**を抑制する。
- ・ 現在の敷地を売却した場合、収入財源が見込まれる。（利活用方策は今後検討）
- ・ **耐久性に優れた材料**を、躯体・内外装・設備材料等に**採用**し、**施設の長寿命化**を図るとともに、**建物性能のZEB化**などにより、**ライフサイクルコスト**を抑制する。

（参考）収支計画として、施設の運営に要する経費（人件費、施設管理費）は、約9.5億円/年（うち0.3億円は国庫支出金）を見込む。

## 2. 事業の必要性

### (1) 県計画との関連

#### ○ 政策項目No.3

「介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくれます」

【具体的推進方策】 障がい者が安心して生活できる環境の整備

#### ○ 政策項目No.6

「安心して子どもを生き育てられる環境をつくれます」

【具体的推進方策】 子どもが健やかに成長できる環境の整備

#### ○ 政策項目No.28

「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」

【具体的推進方策】 消費者施策の推進

合築により、例えば、ひとり親家庭の債務相談等の複合的な事案について、複数施設間を移動する**煩雑さの解消**や、福祉・消費生活分野の**両面からのアプローチによる支援**が可能となるなどのメリットが想定される。

両センターの移転改築により相談機能の強化・充実を図る

## 2. 事業の必要性

### (2) 課題や県民ニーズとの関連

福祉総合相談センターは、S48年に建築され、**築50年が経過**



**老朽化・狭隘化が著しく、今後、福祉分野の相談拠点としての機能維持が困難**



**増加する相談件数や複雑・困難化する支援ケースに対応するため、機能の充実強化が必要**

事務室



相談室



庁内の老朽箇所





## 2. 事業の必要性

### (2) 課題や県民ニーズとの関連

県民生活センターは、S59年に建築され、**築39年が経過**



市町村の相談窓口の設置等により業務内容が縮小し、**一部設備が遊休化**している状況



社会情勢に見合った**施設規模への見直し**や、国の**デジタル化に対応した環境整備が必要**

機械制御室



環境再現室



庁内の老朽箇所



## 2. 事業の必要性

### (3) 県が実施する必要性

福祉総合相談センター及び県民生活センターに関連する施設は、**下記法令に基づき、県が設置・管理**することとされている。

#### 【福祉総合相談センター】

児童相談所...児童福祉法第12条

婦人相談所...売春防止法第34条

身体障害者更生相談所...身体障害者福祉法第11条

知的障害者更生相談所...知的障害者福祉法第12条

精神保健福祉センター...精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条

#### 【県民生活センター】

消費生活センター...消費者安全法第10条

## 2. 事業の必要性

### (4) 緊急的に取り組む必要性

- ・施設の老朽化により、**施設の修繕に多額の費用**を要している。

⇒福祉総合相談センター 287,786千円（平成以降累計）

県民生活センター 116,223千円（平成以降累計）

- ・相談件数の増加に伴う**相談室の不足**

⇒相談者のプライバシー確保のため、各機関専用の設備が必要

- ・児童相談所の**一時保護所における一人当たりの居室面積が国の基準**  
(4.95㎡/人以上) を**満たしていない**。

⇒国基準に準拠し、利用者の個別性を尊重した環境の整備が必要（居室個室化等）



# 3. 施設計画の妥当性

## 【整備地の概要】

○所在地

盛岡市住吉町

○敷地面積

16,989.37㎡

うち約7,000㎡

○用途地域

第一種住居地域

○建ぺい率

60%

○容積率

200%

○防火地域

準防火地域



R5.10.12撮影

撮影方向

出典：Googleマップ

## 3. 施設計画の妥当性

### (1) 規模の妥当性

施設面積は、次の項目を考慮して、過大とならないよう配慮

- ・国が定める施設基準等への準拠
  - 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）
  - 児童相談所運営指針（厚生労働省）
  - 児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準（厚生労働省）など
- ・現行施設における各設備の稼働状況
- ・令和3年度に整備した宮古児童相談所における整備実績
- ・会議室等の共用可能な設備の集約化



**現行施設から延べ床面積を493.79㎡縮減**

## 3. 施設計画の妥当性

### (2) 代替手段との優位性

相談対応のほか、深刻な事情を抱える児童・女性を使用する一時保護所を有するなどの**特殊性・秘匿性がある**ことから、**活用できる他の既存施設や類似施設はないもの**。

### (3) 建設予定地選定の妥当性

#### ア 検討した候補地

旧県立盛岡短期大学跡地（盛岡市住吉町110番2ほか）

#### イ 選定理由

- ・ 同一敷地内に整備予定の盛岡市所管施設と一体となった**公的福祉機関の拠点形成**が図られること。
- ・ 現所在地から近距離にあり、医療機関や警察等による**現行の連携体制が維持**され、緊急時の迅速な対応が可能であること。
- ・ 県有地であるため**土地の取得費用が不要**であり、**必要な面積が確保**できること。

## 3. 施設計画の妥当性

### (4) 利用者への配慮

利用者の利便性に配慮するため、下記事項について、基本設計の段階で具体的に計画

- ・ 施設内・敷地内のユニバーサルデザイン化や、わかりやすい建物・諸室の配置
- ・ 日照、採光、換気等について、利用者の保健衛生に十分配慮した構造・設備
- ・ 感染症対策として、居室、浴室及びトイレ等の専用設備を整備し、他の利用者との導線を分離
- ・ 車いす利用者や行動障がい等を有する利用者に配慮したスペースの確保

# 4. 環境保全と景観への配慮

## (1) 環境に対する影響及び保全対策

建設予定地は、旧岩手県立盛岡短期大学跡地（県有地）であり、岩手県自然環境保全指針による**環境保全区分**は、**A及びCランク**である。

区分	内容	保全目標	保全方向
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域</li> <li>・ 特に重要な動植物種が生息・生育する地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に重要な植生について、保護・保全を図る。</li> <li>・ 特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保全・保護を図る。</li> </ul>	植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域</li> <li>・ 重要な動植物種が生息・生育する地域</li> <li>・ 重要な地形・地質・自然景観が存在する地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な植生について、適正な保全を図る。</li> <li>・ 重要な動植物種について、その生息生育環境も含めて適正な保全を図る。</li> <li>・ 重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。</li> </ul>	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める。

- ・ 建物性能のZEB化による再生可能エネルギーの導入などによりCO2の排出を抑制
- ・ 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保全する取組を実施

## 4. 環境保全と景観への配慮

### (2) 景観に対する影響及び保全対策

**建設予定地**は、盛岡市景観条例において「**市街地景観地域**」とされている。



盛岡市景観計画に沿って、建物の高さ、形状、色彩などに配慮の上、シンプルなデザインで周辺との街並みとの調和を図るなど、地域に親しまれる施設とする。



## 5. 総合評価

- 福祉総合相談センター及び県民生活センターの各機関は、児童福祉法や消費者安全法など **関連法令の規定に基づき設置**しているものである。
- しかし、**施設の老朽化・狭隘化が著しい**ため、相談業務における**プライバシーの確保**や一時保護における**利用者の個別性を尊重した支援**などの**環境が整っておらず**、相談拠点としての**機能維持が困難な状況**にある。
- 本県の**社会福祉行政と消費者行政の中核的機能を担う機関**であり、移転整備により機能の充実・強化を図りながら、**引き続き同様の役割を担っていく必要がある**。
- 以上のことから、事業の効率性、施設計画の妥当性の観点、環境や景観への影響の観点からも、支障となる要因はないものと判断される。

**【対応方針案】 事業実施**